

文教常任委員会

1 開 議 平成29年12月12日(火) 午前10時00分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定について

日程第3 文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

文教常任委員会名簿

委員長	高	木	雄	大	出席	
副委員長	大豆生田	春	美	出席		
委員	秋	山	幸	子	出席	
	印	南	典	子	出席	
	高	崎	和	夫	出席	
	前	田	雄	一	郎	出席

当	局	教	育	部	長	益	子	正	幸	出席			
		教	育	総	務	課	長	大	森	忠	夫	出席	
		生	涯	学	習	課	長	渡	邊	小	百	合	出席

事	務	局	佐	藤	崇	之	出席
---	---	---	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高木雄大君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長であります。

◎議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高木雄大君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月1日から親園中学校と佐久山中学校を統合するため、3月31日をもって佐久山中学校を廃止するため、その一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課の大森教育総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高木雄大君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） それでは、私から議案第84号についてご説明いたします。タブレットの資料35ページをお開きください。議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほど部長からお話がありましたように、平成30年4月1日から親園中学校と佐久山中学校を統合することに伴い、佐久山中学校が閉校となるため、本条例の一部を改正するものであります。

タブレットの38ページの新旧対照表でご説明いたしますので、タブレットの38ページをお開きください。こちら別表第2の改正になりまして、別表第2の、こちらは各中学校の名称と位置に関する規定であります。このうち大田原市立佐久山中学校の項を削るものでございます。

資料を戻っていただきまして、タブレットの36ページをお開きください。こちら附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○委員長（高木雄大君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。
これより委員間の自由討議の申し出を行います。
委員間の自由討議の申し出はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） それでは、採決いたします。
議案第84号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定について

○委員長（高木雄大君） 続きまして、日程第2、議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益正幸君） 議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定につきましては、本年度末の平成30年3月31日に5年間の指定管理期間が満了となることを受けまして、引き続き指定管理者を指定して管理委託するため、公募の上、指定管理者の候補者を決定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長の渡邊生涯学習課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 生涯学習課、渡邊です。私からは、議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

提出議案及び補助資料の47ページから160ページまでになります。まず、47ページからのご説明を申し上げます。

大田原市ふれあいの丘につきましては、平成25年4月から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降の新たな指定管理者の指定をするに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

中ほどになりますが、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称は大田原市ふれあいの丘、所在地、大田原市福原1411番地22でございます。

指定管理者となります団体の名称は学び・いきいき活躍推進グループ、この代表者は北関東総合警備保障株式会社代表取締役青木靖典、所在地は栃木県宇都宮市不動前一丁目3番14号であります。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

次の48ページになりますが、48ページ中ほどに当該団体の構成がございますので、そちらをごらんください。学び・いきいき活躍推進グループは北関東総合警備保障株式会社を代表としまして、いずれも宇都宮市へ本社を置きます株式会社清水造園、株式会社大高商事、株式会社丸治の4社による共同事業体であります。

次に、この4社の概要につきましては、タブレットの59ページから62ページに実績が記載されております。こちらのほうで説明をさせていただきます。

代表企業であります北関東総合警備保障株式会社は、資本金1億円、社員950名ということで、各種財産の警備請負、安心安全な管理運営の実績を持ちまして、栃木県グリーンスタジアム、栃木県防災館などの指定管理を行っております。

また、株式会社清水造園は、資本金2,070万円、社員47名、庭園設計や施工管理事業を営んでおりまして、宇都宮市八幡山公園の指定管理などを行っております。

61ページになりますが、株式会社大高商事は、ビルメンテナンスや清掃部門でのノウハウを生かし、那珂川町ゆりがねの湯の指定管理を行っております。

次の62ページには株式会社丸治がありますが、こちらは資本金1,200万円で、非常勤職員を含めると136人の職員で運営されております。こちらは指定管理の実績はございませんが、元禄創業のホテル業のプロといたしまして、ホテル、レストラン業を行っております。

では、タブレット148ページになります。公の施設指定管理者選定委員会の結果につきましては、148ページとなります。まず、この選定の経過について申し上げますと、候補者の選定に当たりましては、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条の規定に基づき、募集要項の配布を8月1日から8月25日まで行い、9月1日に現地説明会を実施いたしまして、9月1日から8日まで募集要項に関する質問書を受け付けまして、ホームページ上で回答をしております。指定管理者の指定申請書の受け付けは9月19日から25日まで行いまして、2団体の申請がございました。これを受けまして、10月2日、平成29年度公の施設に係る指定管理者の選定委員会において資料の審査及びヒアリングを行いまして、選定基準表により採点が行われました結果、学び・いきいき活躍推進グループを指定管理者の候補者として決定したところでございます。

なお、仮協定書はタブレット150ページになりますが、指定管理料の総額の上限を1億5,296万円とし、11月21日付で締結しております。

指定管理者の対象施設といたしましては、ふれあいの丘敷地面積10万5,000平米であります。まず宿泊施設であります青少年研修センター、大工房、陶芸館、木・竹芸館、茶室、多目的広場、体育館、屋外トイレが対象施設となります。

また、リスク分担につきましては、議会資料には含まれておりませんでしたが、仕様書には記載してお

り、申請者にはご理解をいただいております。

12月6日、本会議での千保議員のご質問にお答えした益子教育部長の説明のとおりでございますが、施設等の修繕におきましては1件当たり50万円以上については教育委員会が負担をし、1件当たり50万円未満につきましては指定管理者が負担することを明記しております。

なお、修繕費については、施設の性格上、一定の予算の確保が望ましいと思われため、指定管理者におきまして年間200万円の予算を計上していただきまして、この200万円の中で余剰金が発生した場合は教育委員会へ返還、また不足が生じた場合には指定管理者と教育委員会が協議の上、費用負担を決定するものとしております。

なお、貸与する業務自動車、送迎バスなどを含むのですが、これに関する修繕費につきましては、これに含まないとしております。

リスク分担表により行いますが、同表以外のリスクに関する対応は、分担表の考え方に準じまして、その都度、別途協議するものとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高木雄大君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） それでは、今回選ばれたところの最大のここというところがあって選ばれたというふうに思うのです。採点されているので、平均点が高かったところが選ばれたということではあるのですが、ここというのがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 審査会の決定ということで、タブレットの148ページをごらんいただきますと、学び・いきいき活躍推進グループが237点、団体Aのほうは228点、300分満点のうちこの点数をとられているということでございまして、選定の理由としましては、設置目的をよく理解されているということで、設置目的は何かというと、恵まれた自然環境の中で宿泊を伴う多数の学習活動の場を提供することで青少年の健全育成を図るとともに、生涯学習の充実に資するということが目的でございます。そういった中で、利用者の向上に向けて具体的な提案がされているということでございました。

また、こちらの団体さんは大田原市の総合計画や生涯学習推進計画などにもお目通しいただきまして、きちんと大田原市の政策を理解をしていただいていたというところがあったのかなと思います。

また、この申請書の中に事業計画を載せていただいているのですが、代表会社であります北関東総合警備保障株式会社の野球の選手を用いた野球教室を行うとか、あるいはサッカーチームを、栃木SCを率いておりますので、そちらもサッカー教室を行っていただける、あるいは星空のピヤガーデンをやってみたいとか、新たな企画を提案されて、この、実際皆さんのお手元の資料のほうにも含まれておりますが、そういった新たな計画がなされております。

また、先日部長がご説明させていただきましたアレルギー対応につきましても、部長の意見のとおり、そういった点も評価されているのかなと思います。

以上です。

○委員長（高木雄大君） 印南委員。

○委員（印南典子君） この北関東さんと、それから点数が低かった団体Aさんとこの点数差というのがわずか9点なのですよね。ですので、全てにおいてこちらがまさっていたというふうには考えられないと思うのです。なので、惜しくも指定管理に負けてしまったというか、点数が足りなかったAさんの提案の中でもすぐれた部分があったのではないかと思って、そういうところを取り入れてもらうとか、そういった話し合いであるとか、そういうことをこれから先なされるお考えはあるのですか、お尋ねします。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） これからの新たな指定管理者との話し合いというのは、皆様からの議決をいただいてからとなりますので、当然よき提案など、A社のほうでしているものなどもやっていただけるものなのかということは、お話し合いは必要なかなと思っております。

○委員長（高木雄大君） 印南委員。

○委員（印南典子君） そうしますと、私たち委員もそういうことを考えていく上で、両者の提案の具体的な内容というのを知りたいというふうに思うのです。それを比較しまして、その上で考えていきたいと思うので、その際には両者の具体的な提案というの、もちろんA社さんのほうも見せていただくとか、資料提供をいただけるというふうなことはないのでしょうか。

今課長さんがおっしゃったように、委員の人からもそういったご意見とかをいただきたいということでしたので、そういったときに、もしくは開示請求をするほうがよいのかということなのですけれども。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 印南委員、済みません。私がちょっと質問の意図を勘違いしていたかもしれませんが、先ほどは済みません、A社がよい提案をしている部分もあるかもしれないのに、A社が通らなかったから、この選ばれたグループさんが提案していないにもかかわらず、いい提案、A社がしている提案を、選ばれたグループのほうやることがないのかというご質問かと思ったので、それはうちのほうから今度のグループさんほうに、こういった事業なんかはどう、取り入れていただけるのですかねんという話をすればいいのかと思ってお答えだったのですが。

○委員長（高木雄大君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 済みません、私が言葉足らずだったのかもしれないのですけれども、もちろんそういったこともありますし、文教常任委員会としてもそういうことを考えていく。ですから、指定管理者さんと、それから市のほうと、それから私たち委員のこの常任委員会とでそういったことも検討できるのかなというふうなことで、それには具体的な内容がわからないということなのです。そういった話し合いとか、そういうことを持たれるとか、そういう機会が与えられるのかなというふうな質問でした。済みませんでした。言葉が足りなくて申しわけございません。

○委員長（高木雄大君） 教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

指定管理者を決定していく上で、この膨大な資料に基づいて、今回は2社さんからご提案をいただいて、それについて審査をしていますので、その内容を市としては受け入れますという答えになるわけですので、そこで提案されていなかった、今回入らなかった会社の提案がいいものがあるので、それをどうですかという提案というか、それはこちらとしてできると思うのです。ただ、それを受けるかどうかは指定管理者

の判断になりますので。

(「もちろんですね、はい」と言う人あり)

○教育部長(益子正幸君) あるいはその指定管理者、もしかするとそういう情報が欲しいのかもしれない。

(「ええ、そうですね」と言う人あり)

○教育部長(益子正幸君) であれば、こちら側としては、ぜひそれは、こういういい提案があったのでというご提案をしますし、ただそこで、やってください、やらなければだめですよということまでは言えないです。

(「もちろんです。はい」と言う人あり)

○教育部長(益子正幸君) その辺まではご理解いただければ、ぜひこちらとしても情報提供したいとは考えております。

○委員長(高木雄大君) 印南委員。

○委員(印南典子君) わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

○委員長(高木雄大君) 秋山委員。

○委員(秋山幸子君) 今指定管理者で私たちは決定するのにとっても難しいところがあると思っているのですけれども、たくさん資料の中で、先日第1日目の説明のときに、部長クラスで決定したということの中に、アレルギー食に対する食事のことが一番よかったというのがあったのですけれども、この中でちょっとどこにあるか見つけられなかったのと、あといろいろあるのですが、記事の規定により、大田原市内の小中学校の宿泊体験学習の場を提供してまいりますとあって、市の中にある条例ですとか、それからかつてのいろんな質問の中でのこのふれあいの丘について調べて結論を出したいというふうに思っているのですけれども、今ここで、先ほど言った自由討議ということを最初に委員長おっしゃったのですけれども、そのことと今の質問の場とどう違うのか、ちょっとそのことも含めてお願いします。

済みません、教育部長にお答えいただいて、その後、ここで質問していることと、先ほど委員長が最初におっしゃった自由討議って……

○委員長(高木雄大君) 質問が終わってから……

○委員(秋山幸子君) 終わってからでやる。その中で、もうちょっと市民の疑問や何かもざっくばらんに話していきたいと思うので、そこでもちょっと話せるかなというふうに。

○委員長(高木雄大君) 時間まで。

○委員(秋山幸子君) ありがとうございます。

済みません。では、よろしく願いします。アレルギーです。

○委員長(高木雄大君) 教育部長。

○教育部長(益子正幸君) アレルギーの対応、これは私が審査員として印象に残ったという意味で申し上げたわけなのですが、非常にピーナッツバターにアレルギー反応を示すお子さんがいらっしやいます。これはカレーのルーとか、いろんなところに入っていて、実質的にはほぼ食べるものがない感じのお子さんがいらっしやって、実はこのふれあいの丘で泊まるときに、朝と、お昼はお握りで山に行ったりするので、夜については今までは保護者が持ってきた物、食べられる物、そういう対応を今までの指定管理者は保護

者に求めた。そこのところを、実は書いてはなくて、質問でお答えをいただいたら、この新しく候補者となっているところでは、私のところのお客さんなので、そういうことは一切させません。責任を持って、事前に聞き取って、どういう物が食べられるか、どういう物が食べられないかということまでした上で、お客さんとして責任を持ってお預かりしますというお答えをいただいたのです。もう一つの指定管理者は先ほど申し上げたような対応でしたので、ここで私個人的には少し点差がついた採点をしたところでございます。

○委員長（高木雄大君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） わかりました。そのほかは個々の庭園とか、イベントとか、防災とか、そういったところについても後の自由討議で少し話させていただきます。

○委員長（高木雄大君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 今回選ばれた業者さんは宇都宮市なのですが、できれば大田原市内の業者さんが選ばれるようになったらいいなという思いがあるのですが、今回最初に応募したのは5社でしたよね。6社でしたか。その中で最後に2社が応募してきたということだったのですが、その6社の中に大田原市とかというのはなかったのでしょうか。それで、今後できれば大田原市にと思うのですが、その大田原市が応募してこない理由というのは、この選定基準が高いとか、そういう……厳しければ厳しいほうがいいと確かに思うのですが、何か考えられるものってあるのでしょうか。

○委員長（高木雄大君） 教育部長。

○教育部長（益子正幸君） お答え申し上げたいと思います。

実際の応募は2社。9月1日の説明会では6社でございました。そこでは、残念ながら大田原市に本社を置く会社はございませんでした。なぜ大田原市の事業所さんとかが応募してこないのだということについては、ちょっと理由はわからないというところが正直なところですよ。

あと、基準については、特にこの基準で、募集要項の中の基準を出せばいいということですので、それほどその基準が厳しいものではないと思います。ただ、実際にふれあいの丘の現在の指定管理者の意見などを、これもプレゼンの中のやり取りの中で、少しずつ宿泊者が減っているということについてどういうふうに捉えていますかというふうに尋ねたのですが、やはり立地条件だとか、あるいは温泉ではないということと、大きな団体の研修などの場が減っているというようなことを理由に少しずつ人数が減っているということ、今の指定管理者とかはそういうプレゼンがありましたが、基準ではなくて、魅力がないというか、指定管理をするための、あの施設ならぜひやってみたいという事業所さんとしてのやる気というか、魅力というのがなかなか感じられないのかなという気はしております。

○委員長（高木雄大君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） わかりました。これから5年間はこの北関東総合警備保障さんに管理していただくようになるので、例えば、また5年後にはこういう形で考えなければいけないときが来ると思うので、できれば、それに向けて大田原市からこういう共同企業体みたいところが選ばれるようにこれからも働きかけを少しずつしていくとかという考えはお持ちでしょうか。

○委員長（高木雄大君） 教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 今回は、コンソーシアムの提案を見ますと、それぞれの持ち場持ち場で得意分

野を發揮できそうだとということで応募してきたようなところがございます。もちろん北関東総合警備保障さんは警備だけではなくて、いろんなことをなさっている。清水造園さんは公園の管理、あるいは大高商事さんは清掃業務、それから丸治さんは料理部門ということで、それぞれの分野でそれぞれの力を發揮していただくと、まさに今私が申し上げた、魅力がないというところは、逆に言えば、もうこれから上げる一方になるので、おいしい食事が提供できる丸治さんがレストランをやっていますとか、どうぞ公園を見に来てください、栃木県内でも業績ナンバーワンの清水造園さんが管理しています、あるいは、どうぞどこでもさわってみてください、ぴかぴかになっていますから、というのは大高商事さんがやっているというPRをする場にもなるので、あわせてこのグループ企業で1,500名の従業員の全員が営業マンになってPRをしてくれと言っておりますので、期待としてはますますこれから高まっていくのではないかと思いますし、市としても当然この辺も、同じ業者さんがやっていただけるかどうかはわかりませんが、少なくとも応募してくる人が大勢出るような施設にしていければいいなという考えは持っております。

○委員長（高木雄大君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 説明をいただきましたけれども、まず1つは、今回の指定管理料が上限が1億5,296万円という先ほどの説明がありましたね。それから、1件50万円以上の件につきましては教育委員会が負担をするとか、それから修繕費も年間200万円を計上して、余った分は返す、返還すると。この、まず指定管理料の上限の1億5,200万円、ちょっと私も勉強不足でわからないのですが、前回が幾らだったのか、全体の指定管理料が幾らだったのかということと、その指定管理料も安かろう悪かろうというのではなくて、やはりある程度の金額を出しながらも、それだけの利用率が上がるような、そういう体制づくりというのは、これは必要なのだと思うのです。その辺で今回の学び・いきいき活躍推進グループになってきたのだと思うのですけれども、まず1億5,200万円というものが、前回と比較しての金額の問題の中で、今回のこの1億5,200万円というその上限が今回の審査の中でどんなような審査員の結果だったのかをまず1つお伺いしたい。

それから、修繕費の200万円という1つの限度というものは、今までとはどう違うのか。

それから、50万円以上は教育委員会が負担するというこの条件等は前回とはどうなのか、まずこの辺の説明をいただければと思います。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） それでは、まず200万円の件は、今回から、初めてお約束事にのせているところですよ。200万円という根拠は、今までのご自身たちが修繕していただいた部分を5年間平均をしてみましたところ、およそ216万円ぐらいだったものですから、200万円という線で決めさせていただきました。また、50万円という、業者が負担するののかというところは、今までも同じ50万円という線でやってきておりました。リスク分担表がちょっと載っていないので申しわけないのですが、50万円の線は今までも同じように指定管理者さんをお願いする、それから市のほうでということで協議していましたものです。

前回は、済みません、ちょっと今調べて、後ほどご説明します。

○委員長（高木雄大君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 済みません、それではそちらを調べていただいて。

今トータルでこのような指定管理料がしますけれども、特に最近、道の駅なんかは指定管理料なしでも

やれるというようなそんな形にもなってきていると。やはりそういうものが一番望ましいのだと思うのです。このふれあいの丘も本来お客さんがいるといえればこれはどうしようもない話ですけども、いかに今回の学び・いきいき活躍推進グループが黒字経営に持っていけるか。それは今のいろんな、部長から説明あったいろんな会社が集まっての中での今回のやる気というのですか、リスク分担しながらというところが見えたと思うのですけれども、まず今回の中での、この学び・いきいき活躍推進グループに決定をした中での公園の部分、あるいは警備の部分とか、いろいろ今説明がありましたけれども、最終的にはやっぱり施設へのお客さんの誘客というのが、これは一番重要だと思うのです。そういう中でも、今まで我々が聞いている中では、今度夏休みの期間に市内の小学生も、実績というか、そういう形の中でふれあいの丘をなるべく使うべきだろうというようなことは学校のほうにも何か言っていたみたいなき感じはしているのですけれども、そういうことというのは今回は市からの、市は今のところ、教育委員会からのそういう話はないのだと思うのですけれども、募集計画からすると、その制度の中ではどんな感じに制度の中で受けとめているのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 夏休みにつきましては、夏休みの宿題の自由研究などで、例えば自然観察館で生き物観察などをやります、あるいは星空の観察をやりますというようなご提案が載っておりました。

それでは、先ほどの指定管理料なのですが、2億2,250万円でございます。それが債務負担行為の限度額ということですね。それでよろしかったですでしょうか。

○委員（高崎和夫君） もう一つは、先ほどちょっとあれしましたけれども、前回との指定管理料の違いというのはどのぐらいあるのかというのを、ちょっとできたら。

（「指定管理料ですか」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 失礼しました。債務負担行為の限度額の差は6,954万円でございます。現在の指定管理者には1億6,178万円の支出をしています。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

これより委員間の自由討議の申し出を行います。

委員間の自由討議の申し出はございますか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 秋山委員より委員間の自由討議の申し出がありましたので、委員間の自由討議を宣言いたします。

なお、発言の前には挙手を行い、委員長のほうから指名されてから発言をお願いいたします。

それでは、委員間の自由討議を宣言いたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 今お話を伺っていて、これからまた新たに5年間が始まるということなのですから、その中でいろいろ、今までのふれあいの丘についての疑問なり、いろんな要望などが市民から届いています。その中で、これだと76ページになると思うのですけれども、大田原市の小学校の宿泊体験学習の場を小中学校提供してまいりますというところで、今までも小中学生ですか、宿泊をされているのですけれども、一般の社会人の方たちも泊まっているということで、その中で子供たちが、社会人がお酒を飲んでいるその場での子供たちの宿泊というのはいかがなものかという話ですとか、あと私たちが庭園を歩いたので、枯れ草がいっぱいになってしまっていて、どこがどこかわからないぐらい積もっていて、足を踏み外したり、あるいは柵に寄りかかるにも、柵がぼろぼろであったり、そういったところがとても手入れができていないのですが、これを見ますと、その手入れはできていないことがとても悲しくて、これからはやってまいりますというようなことが書いてありましたので、大いにやってほしいし、またお茶室があるようなのですけれども、全くこれは使われていないので、よく、どこにあるかはっきりわからなかったりするので、もっともっと子供たちがお茶をたしなんだりとか、あるいは食事もトイレもマナーを学んでいったりとか、いろんな活用方法があると思うので、そういったところも市民から聞いたりいろいろしながら、いいものにしていければいいなというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（高木雄大君） ただいま委員間の自由討議で意見がありました件について、委員長から述べさせていただきます。

まず1つ目に、一般の社会人のお酒を飲んでいる姿と、あと2つ目に、枯れ草、柵等の手入れ、3つ目にお茶室の活用がございました。特に答弁等は求めませんが、討議の中で参考になる意見や問題点を感じたときは、執行段階で十分に協議して執行いただければと思います。

それでは、採決いたします。

議案第87号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高木雄大君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号 大田原市ふれあいの丘の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

教育部長、教育総務課長、生涯学習課長には大変ご苦労さまでございました。

（執行部退席）

◎文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（高木雄大君） 次に、日程第3、文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、改選により常任委員会の構成が新しくなりましたので、別紙の調査事件につ

きまして議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第102条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

昨年と同じものをただいま配付していますが、内容に関し具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであればこのまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

(各委員内容確認)

(「委員長としては」と言う人あり)

○委員長(高木雄大君) 委員長としては、ただいま調査事件が10件あるのですけれども、少々多いのではないかと思ひ、例えば今回の委員会は学校だけ、学校に関することだけを取り上げていきたいなんていうふうに思っております。

秋山委員。

○委員(秋山幸子君) 学校というところ、1、2、3あたりまで。

○委員長(高木雄大君) はい、私が思っているのは、1、2、3と、あと10の図書館も入れていきたいなと思っております。

○委員(秋山幸子君) 私も10は大事だなと思うのですけれども、文化というのがやはり全てを包んで、その中にいろんなものがあるということなので、抜かせないのではないかなと思うのですけれども。

○委員長(高木雄大君) 4の文化財ということ。

○委員(秋山幸子君) 文化財ではなくて文化振興、7番。

○委員長(高木雄大君) 7番の文化振興。

○委員(秋山幸子君) スポーツは抜かれる。

○委員長(高木雄大君) 印南委員。

○委員(印南典子君) 減らしたいとか、絞りたいという委員長の意向なのですけれども、私なんか考えるのは、この6番の公民館の管理運営についてというのは、市民活動的な部分も大いにあるので、学校ということであれば、育成会とかでももちろん使いますけれども、そこもやっぱり市民活動的な部分が多いと思うので、これは教育に絞りたいということであれば抜かしてもいいのかなというふうに感じます。

(「6番は抜かすって」と言う人あり)

○委員(印南典子君) そう。学校ということに委員長が絞りたいということであれば、公民館というのは幅広い意味ではもちろん学校と関係していますけれども、ここは抜かせてもいいのかなという印象です。

○委員長(高木雄大君) 高崎委員。

○委員(高崎和夫君) 委員長の考えも今聞かせてもらいましたが、休会中の継続審査ということで、そういう思いを持ちながら、ここに特化しないで、幅広くこれも入れたほうがいいのではないですか。その後考えればいいから、また。それにウエートを持っていくという委員長の考え方は、思いはわかりましたが、そういうことで置いておいて、もしかしたら失敗したなということがあるかもしれないから。

(「確かに確かに、外しちゃったら、もう」と言う人あり)

○委員長(高木雄大君) ただいま高崎委員からのご提言もありましたが、それではこのまま前文教

常任委員会の調査事件と同じく、このまま同じ内容で提出することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高木雄大君) 異議なしと認めます。

よって、文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出る
ことといたします。

◎閉 会

○委員長(高木雄大君) 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時47分 閉会